

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【公表番号】特表2014-520508(P2014-520508A)

【公表日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-045

【出願番号】特願2014-517354(P2014-517354)

【国際特許分類】

A 23 L 1/304 (2006.01)

【F I】

A 23 L 1/304

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月1日(2015.7.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 非カプセル化鉄塩、および(ii)20で液体である消化性食用油を含むキャリアを含む組成物。

【請求項2】

前記非カプセル化鉄塩は、フマル酸第一鉄、コハク酸第一鉄、グルコン酸第一鉄、ピロリン酸第二鉄、サッカリン酸第二鉄、オルトリン酸第二鉄、硫酸第一鉄およびこれらの2つ以上の混合物からなる群から選択される、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記非カプセル化鉄塩は、フマル酸第一鉄である、請求項1に記載の組成物。

【請求項4】

前記消化性食用油は、分別バーム油、ココナツ油、オリーブ油、ゴマ油、ルリチシャ油、カノーラ油、コーン油、アーモンド油、ピーナツ油、ヒマシ油、綿実油、菜種油、ゴマ種子油、これらのいずれかの分別成分およびこれらの2つ以上の混合物からなる群から選択される、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

前記消化性食用油は、中鎖トリグリセリド油である、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

前記消化性食用油は、少なくとも90重量%のC₆～C₁₂トリグリセリドを有する中鎖トリグリセリド油である、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

前記消化性食用油は、少なくとも90重量%のC₈～C₁₀トリグリセリドを有する中鎖トリグリセリド油である、請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

前記非カプセル化鉄塩は、少なくとも消化性食用油1mL中鉄元素約25mgを提供する量で存在する、請求項1～7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

前記非カプセル化鉄塩は、消化性食用油1mL中鉄元素約40mgから消化性食用油1mL中鉄元素約100mgまでを提供する量で存在する、請求項1～7のいずれか1項に

記載の組成物。

【請求項 1 0】

少なくとも 1 種の補給栄養素をさらに含む、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 1】

前記補給栄養素は、ビタミンである、請求項 1 0 に記載の組成物。

【請求項 1 2】

前記補給栄養素は、脂溶性ビタミンである、請求項 1 0 に記載の組成物。

【請求項 1 3】

前記補給栄養素は、ビタミン D、ビタミン E、ビタミン K およびこれらの 2 つ以上の混合物からなる群から選択される、請求項 1 1 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 1 4】

ヒト乳児における鉄欠乏症を予防するための、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の組成物の使用。

【請求項 1 5】

ヒト乳児における鉄欠乏症を処置するための、請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の組成物の使用。

【請求項 1 6】

請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の組成物は、物理的外側表面に最初に適用される、請求項 1 4 ~ 1 5 のいずれか 1 項に記載の使用。

【請求項 1 7】

請求項 1 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の組成物を入れた筐体を備える送達システムであって、前記筐体が前記組成物を分配するように構成される送達システム。

【請求項 1 8】

前記筐体は、前記筐体が逆さにされたとき、少なくとも 1 滴の前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、請求項 1 7 に記載の送達システム。

【請求項 1 9】

前記筐体は、前記筐体が逆さにされたとき、1 滴のみの前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、請求項 1 7 に記載の送達システム。

【請求項 2 0】

滴下ボトルの形態である、請求項 1 7 ~ 1 9 のいずれか 1 項に記載の送達システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 0】

ここで参照された全ての刊行物、特許および特許出願は、それぞれの刊行物、特許および特許出願が、その全体が参考として組み込まれていることが具体的かつ個々に示されているのと同じ程度に、その全体が参考によって組み込まれる。

以下に、出願当初の請求項を実施の態様として付記する。

[1] (i) 非カプセル化鉄塩、および (i i) 2 0 で液体である消化性食用油を含むキャリアを含む組成物。

[2] 前記非カプセル化鉄塩は、フマル酸第一鉄、コハク酸第一鉄、グルコン酸第一鉄、ピロリン酸第二鉄、サッカリン酸第二鉄、オルトリシン酸第二鉄、硫酸第一鉄およびこれらの 2 つ以上の混合物からなる群から選択される、[1] に記載の組成物。

[3] 前記非カプセル化鉄塩は、フマル酸第一鉄である、[1] に記載の組成物。

[4] 前記消化性食用油は、天然に存在する油である、[1] ~ [3] のいずれか 1 項に記載の組成物。

[5] 前記消化性食用油は、植物油である、[1] ~ [3] のいずれか 1 項に記載の

組成物。

[6] 前記消化性食用油は、分別パーム油、ココナツ油、オリーブ油、ゴマ油、ルリチシャ油、カノーラ油、コーン油、アーモンド油、ピーナツ油、ヒマシ油、綿実油、菜種油、ゴマ種子油、これらのいずれかの分別成分およびこれらの2つ以上の混合物からなる群から選択される、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[7] 前記消化性食用油は、トリグリセリド油である、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[8] 前記消化性食用油は、中鎖トリグリセリド油である、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[9] 前記消化性食用油は、少なくとも90重量%のC₆~C₁₂トリグリセリドを有する中鎖トリグリセリド油である、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[10] 前記消化性食用油は、少なくとも95重量%のC₆~C₁₂トリグリセリドを有する中鎖トリグリセリド油である、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[11] 前記消化性食用油は、少なくとも90重量%のC₈~C₁₀トリグリセリドを有する中鎖トリグリセリド油である、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[12] 前記消化性食用油は、少なくとも95重量%のC₈~C₁₀トリグリセリドを有する中鎖トリグリセリド油である、[1] ~ [3] のいずれか1項に記載の組成物。

[13] 前記中鎖トリグリセリド油は、実質的に完全不飽和である、[8] ~ [12] のいずれか1項に記載の組成物。

[14] 前記キャリアは、前記中鎖トリグリセリド油と非分別食用油との混合物を含む、[8] ~ [12] のいずれか1項に記載の組成物。

[15] 前記中鎖トリグリセリド油は、約10~約90重量%の量で存在し、非分別食用油は、前記混合物の残りを構成する、[14] に記載の組成物。

[16] 前記非カプセル化鉄塩は、少なくとも消化性食用油1mL中鉄元素約25mgを提供する量で存在する、[1] ~ [15] のいずれか1項に記載の組成物。

[17] 前記非カプセル化鉄塩は、消化性食用油1mL中鉄元素約25mgから消化性食用油1mL中鉄元素約150mgまでを提供する量で存在する、[1] ~ [15] のいずれか1項に記載の組成物。

[18] 前記非カプセル化鉄塩は、消化性食用油1mL中鉄元素約40mgから消化性食用油1mL中鉄元素約120mgまでを提供する量で存在する、[1] ~ [15] のいずれか1項に記載の組成物。

[19] 前記非カプセル化鉄塩は、消化性食用油1mL中鉄元素約40mgから消化性食用油1mL中鉄元素約100mgまでを提供する量で存在する、[1] ~ [15] のいずれか1項に記載の組成物。

[20] 前記非カプセル化鉄塩は、消化性食用油1mL中鉄元素約60mgから消化性食用油1mL中鉄元素約70mgまでを提供する量で存在する、[1] ~ [15] のいずれか1項に記載の組成物。

[21] 少なくとも1種の補給栄養素をさらに含む、[1] ~ [20] のいずれか1項に記載の組成物。

[22] 前記補給栄養素は、ビタミンである、[21] に記載の組成物。

[23] 前記補給栄養素は、脂溶性ビタミンである、[21] に記載の組成物。

[24] 前記補給栄養素は、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンKおよびこれらの2つ以上の混合物からなる群から選択される、[22] ~ [23] のいずれか1項に記載の組成物。

[25] 食餌補給剤としての、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[26] 哺乳動物における鉄欠乏症を予防するための、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[27] ヒトにおける鉄欠乏症を予防するための、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[28] ヒト乳児における鉄欠乏症を予防するための、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[29] 哺乳動物における鉄欠乏症を処置するための、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[30] ヒトにおける鉄欠乏症を処置するための、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[31] ヒト乳児における鉄欠乏症を処置するための、[1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物の使用。

[32] [1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物は、物理的外側表面に最初に適用される、[25] ~ [31] のいずれか1項に記載の使用。

[33] 前記物理的外側表面は、おしゃぶりである、[32] に記載の使用。

[34] 前記物理的外側表面は、ヒトの指である、[32] に記載の使用。

[35] 前記物理的外側表面は、ヒトの乳首である、[32] に記載の使用。

[36] 前記物理的外側表面は、食料品である、[32] に記載の使用。

[37] 前記物理的外側表面は、固体食料品である、[32] に記載の使用。

[38] 前記物理的外側表面は、液体食料品である、[32] に記載の使用。

[39] [1] ~ [24] のいずれか1項に記載の組成物を入れた筐体を備える送達システムであって、前記筐体が前記組成物を分配するように構成される送達システム。

[40] 前記筐体は、1滴ほどの少量の前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、[39] に記載の送達システム。

[41] 前記筐体は、複数滴の前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、[39] に記載の送達システム。

[42] 前記筐体は、1滴のみの前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、[39] に記載の送達システム。

[43] 前記筐体は、前記筐体が逆さにされたとき、少なくとも1滴の前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、[39] に記載の送達システム。

[44] 前記筐体は、前記筐体が逆さにされたとき、複数滴の前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、[39] に記載の送達システム。

[45] 前記筐体は、前記筐体が逆さにされたとき、1滴のみの前記組成物を分配するように構成されるノズルを備える、[39] に記載の送達システム。

[46] 滴下ボトルの形態である、[39] ~ [45] のいずれか1項に記載の送達システム。

[47] 点眼器の形態である、[39] ~ [45] のいずれか1項に記載の送達システム。

[48] シリンジの形態である、[39] ~ [45] のいずれか1項に記載の送達システム。

[49] スクイーズボトルの形態である、[39] ~ [45] のいずれか1項に記載の送達システム。

[50] 食餌補給剤として前記組成物を分配するための、[39] ~ [49] のいずれか1項に記載の送達システムの使用。

[51] 哺乳動物における鉄欠乏症を予防するための、[39] ~ [49] のいずれか1項に記載の送達システムの使用。

[52] ヒトにおける鉄欠乏症を予防するための、[39] ~ [49] のいずれか1項に記載の送達システムの使用。

[53] ヒト乳児における鉄欠乏症を予防するための、[39] ~ [49] のいずれか1項に記載の送達システムの使用。

[54] 哺乳動物における鉄欠乏症を処置するための、[39] ~ [49] のいずれか1項に記載の送達システムの使用。

[55] ヒトにおける鉄欠乏症を処置するための、[39] ~ [49] のいずれか1項に記載の送達システムの使用。

[5 6] ヒト乳児における鉄欠乏症を処置するための、[3 9] ~ [4 9] のいずれか 1 項に記載の送達システムの使用。

[5 7] [1] ~ [2 4] のいずれか 1 項に記載の組成物は、物理的表面に最初に適用される、[5 0] ~ [5 6] のいずれか 1 項に記載の使用。

[5 8] 前記物理的表面は、おしゃぶりである、[5 7] に記載の使用。

[5 9] 前記物理的表面は、ヒトの皮膚の一部である、[5 7] に記載の使用。

[6 0] 前記物理的表面は、ヒトの乳首である、[5 7] に記載の使用。

[6 1] 前記物理的表面は、食料品である、[5 7] に記載の使用。

[6 2] 前記物理的表面は、固形食料品である、[5 7] に記載の使用。

[6 3] 前記物理的表面は、液体食料品である、[5 7] に記載の使用。